

# 野生生物の持続的利用を考える —「供養」の可能性

名古屋市立大学人文社会学部 赤嶺 淳先生

いわゆる「グローバリゼーション」は、1970年代にはじまつたとされているが、「漁民」と称される、海に依存する人びとの暮らしも、この間、さまざまな姿を経験してきた。

その主因のひとつは、健康ブーム／グルメブームとともに、地球大ですなんだ水産物市場の拡大と、その帰結としての資源管理の強化にある。このことは、高度経済成長を達成した先進諸国が、その過程で発生した公害や環境問題に直面したことと無関係ではない。昨年名古屋で開催された生物多様性条約（1992）や、「マグロ危機」として記憶にあたらしいワシントン締約（1973）も、そうした文脈で理解する必要がある。

本講演では、わたしが注目してきたナマコを中心に、近年、ワシントン条約において注目をあつめる海産物管理の動向と問題点について報告し、能登の「ナマコ供養」の事例をもとに、生物多様性条約の精神とも

いえる、「生物多様性の保全と文化多様性保全の両立」の可能性を検討してみたい。

ワシントン条約は、正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」という。1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議で決議がなされ、翌1973年にワシントンで調印されたことから、日本ではワシントン条約との通称で知られている。

生物多様性条約を統括する国連環境計画（UNEP）の管轄下にあることから、ワシントン条約と生物多様性条約は姉妹関係にある。

同条約のホームページによれば、2011年3月31日現在、動物およそ5,000種と植物28,000種が同条約の管理下にあるという。

このうち、絶滅度が高いとされる附屬書IとIIに掲載されている魚類は23属93種である。

種数に着目した場合、この数字は、むしろ少ないといえるのかもしれない

い。しかし、それらを時系列に整理しなおすと、次のような傾向が指摘できる。  
①同条約が発効した1975年時点での附属書I／IIに記載されていた魚類は、シーラカンスをのぞき、すべて淡水魚である。しかも、  
②この傾向は90年代を通じて一貫している。また、③COP12（2002）以後に附属書IIに掲載された魚類のほとんどが、食用に利用されてきた食料資源であり、⑤そのおおくが中国や日本をはじめとしたアジア諸国で消費されてきた。

マグロ同様、掲載にはいたらないまでも、現在、審議途上の魚類は少なくない。ナマコも同様である。ナマコは、奈良時代の木簡や平安時代に「延喜式」から明らかのように、イリコとよばれた乾燥品のみならず、腸の塩辛であるコノワタ、生殖巣を素干にしたコノコといった加工品は、かつて朝廷への献上品であった。また、イリコは乾アワビとフカヒレとなる高級中国料理の食材であり、ならぶ江戸時代には当時の日清貿易の主力輸出品でもあった。

捕鯨問題に顕著なごとく、野生動物の利用をめぐっては、文化によつて賛否がわかれることが少なくない。この背景には、日本と欧米との自然観の差異が存在している。たとえば、油脂資源として鯨類をとらえていた歐米諸国の鯨類觀と、鯨肉はもちろのこと、鯨類のすみずみまで利用

